

# 改造自動車の届出日にご注意ください。

～10月から改造自動車届出制度が変わります～

令和8年10月1日以降、改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合<sup>(※1)</sup>することに伴い、

- ・改造自動車審査結果通知書の交付を廃止
  - ・届出先が新規検査等を受検する事務所等に限定 等
- になります。

このため、改造自動車の届出にあっては、令和8年9月30日までに書面審査が完了するよう、書面を提出していただきますようお願いいたします。<sup>(※2)</sup>

また、令和8年10月1日以降、改造自動車に係る届出を行う場合も新規検査等届出において必要となる書面等を提出していただくこととなります。

ご理解とご協力をお願いいたします。

\*1 審査事務規程第72次改正（令和8年3月改正）

\*2 書面審査の審査日数は、原則として届出書等の受理日から起算して11業務日以内とする。  
ただし、届出書等の内容では十分な審査を行うことができず、別途必要となる資料等の提出を求めている期間は除く。



改造見直しのFAQ（260831版）



審査事務規程第72次改正

自動車機構HP（<https://www.naltec.go.jp>）  
→ 「よくある質問」 → 「改造自動車関係」



独立行政法人  
自動車技術総合機構  
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

揭示期限 令和9年9月30日